

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第71号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(規則等の内容)</p> <p>第2条 本学の規則等の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 組織運営規則第22条に定める部局、組織運営規則第6条から第10条に定める組織及び施設並びに組織運営規則第3条第2項の規定により置くことができる組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 部局等規則 第2項第1号に定める規則の規定に基づき定めるもので、原則として以下のものをいう。</p> <p>イ 部局等運営規則 ロ 部局教育規則(組織運営規則第22条に定める部局のみとする。)</p> <p>二 部局等規程</p> <p>イ 前号の部局等規則の規定に基づき必要な事項について定めるもの。 ロ 前号の部局等規則の規定に基づかないが、当該部局等規則と関連のある事項について定めるもの。</p> <p>三 部局等細則 前号の部局等規程を実施するために必要な事項について定めるもの。</p> <p>5 省略 (審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の機関の審議を経るものとする。</p> <p>一～五 省略</p> <p>六 部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会、組織運営規則第6条、第7条、第9条及び第10条に定める施設に置かれる運営委員会、組織運営規則第8条に定める図書館に置かれる図書館商議</p> | <p>第1条 省略</p> <p>(規則等の内容)</p> <p>第2条 本学の規則等の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 組織運営規則第22条に定める部局、組織運営規則第6条第1項に定める組織及び施設並びに組織運営規則第6条第2項の規定により置くことができる組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 部局等規則 第2項第1号に定める規則の規定に基づき定めるもので、原則として以下のものをいう。</p> <p>イ 部局等運営規則 ロ 部局教育規則(組織運営規則第22条に定める部局のみとする。)</p> <p>二 部局等規程</p> <p>イ 前号の部局等規則の規定に基づき必要な事項について定めるもの。 ロ 前号の部局等規則の規定に基づかないが、当該部局等規則と関連のある事項について定めるもの。</p> <p>三 部局等細則 前号の部局等規程を実施するために必要な事項について定めるもの。</p> <p>5 省略 (審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の機関の審議を経るものとする。</p> <p>一～五 省略</p> <p>六 部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会、組織運営規則第6条第1項に定める施設に置かれる運営委員会(図書館にあっては、図書館商議会)若しくは組織運営規則第6条第3項に定める組</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>会若しくは組織運営規則第3条第2項に定める組織及び施設を運営する委員会等（以下「運営委員会等」という。）を経て役員会 七~八 省略</p> <p>第4条~第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>織及び施設を運営する委員会等（以下「運営委員会等」という。）を経て役員会 七~八 省略</p> <p>第4条~第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | |
|--|--|--|

附 則（20 規程 第14号）

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。